

(参考) 優良な実習実施者及び監理団体について

1. 優良な実習実施者及び監理団体について

- 優良な実習実施者の基準については外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則案第 15 条、優良な監理団体の基準については同規則案第 31 条に、それぞれ規定されている。(資料 2-2 参照)
- これらの規定の運用にあたっては、以下の内容を踏まえることとする。

2. 優良な実習実施者について

- 下記の表で 6 割以上の点数を獲得した場合に、「優良」と判断することとする。
- ただし、下記②の I 及び II (斜体字部分) については、講習の整備から 1 年後において評価項目としてカウントするものとする。そのため、当面はこれを除く項目で 6 割以上の点数を獲得した場合に、「優良」と判断することとする。

	項目	配点
①技能等の 修得等に係 る実績	【最大 70 点】	
	I 過去 3 年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率 (旧制度の基礎 2 級程度の合格率を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 95%以上 : 20 点 ・ 80%以上 95%未満 : 10 点 ・ 75%以上 80%未満 : 0 点 ・ 75%未満 : -20 点
	II 過去 3 年間の 2・3 級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母 : 新技能実習生の 2 号・3 号修了者数 - うちやむを得ない不受検者数 + 旧技能実習生の受検者数 分子 : (3 級合格者数 + 2 級合格者数 × 1.5) × 1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 * 施行後 3 年間については、II に代えて、II-2 (1) 及び (2) で評価することも可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 : 40 点 ・ 70%以上 80%未満 : 30 点 ・ 60%以上 70%未満 : 20 点 ・ 50%以上 60%未満 : 0 点 ・ 50%未満 : -40 点
	II-2 (1) 直近過去 3 年間の 3 級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格者 3 人以上 : 35 点 ・ 合格者 2 人 : 25 点 ・ 合格者 1 人 : 15 点 ・ 合格者なし : -35 点
	II-2 (2) 直近過去 3 年間の 2 級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格者 2 人以上 : 5 点 ・ 合格者 1 人 : 3 点

	<p>Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価</p>	<p>・合格者2人以上：5点 ・合格者1人以上：3点</p>
	<p>Ⅳ 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定</p>	<p>・有：5点</p>
②技能実習を行わせる体制	【最大10点】	
	* 講習の整備から1年までは配点なし	
	I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有：5点
	II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有：5点
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
	I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	<p>・115%以上：5点 ・105%以上115%未満：3点</p>
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	<p>・5%以上：5点 ・3%以上5%未満：3点</p>
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	<p>・改善未実施：-50点 ・改善実施：-30点</p>
	II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	<p>・ゼロ：5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点</p>
	III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当：-50点
⑤相談・支援体制	【最大15点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有：5点
	III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与える	・有：5点

	ために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	
⑥地域社会との共生	【最大 10 点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること	・有 : 4 点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有 : 3 点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有 : 3 点

3. 優良な監理団体について

- 下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとする。
- ただし、下記①のⅢ（斜体字部分）については、講習の整備から1年後において評価項目としてカウントするものとする。そのため、当面はこれを除く項目で、6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとする。

	項目	配点
①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大 50 点】	
	* 講習の整備から1年までは最大40点	
	I 監理団体が行う定期的監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5 点
	II 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1 : 5 未満 : 15 点 ・1 : 10 未満 : 7 点
	III 過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上 : 10 点 ・50%以上 60%未満 : 5 点
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5 点
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5 点
	VI 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5 点
VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5 点	
②技能等の修得等に係る実績	【最大 40 点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上 : 10 点 ・80%以上 95%未満 : 5 点 ・75%以上 80%未満 : 0 点 ・75%未満 : -10 点

	<p>Ⅱ 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率</p> <p>* 計算方法は実習実施者の①Ⅱと同じ</p> <p>* 施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上：20点 ・ 70%以上 80%未満：15点 ・ 60%以上 70%未満：10点 ・ 50%以上 60%未満：0点 ・ 50%未満：-20点
	<p>Ⅱ-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の実習実施者から合格者を輩出：15点 ・ 1の実習実施者から合格者を輩出：10点 ・ 上記以外：-15点
	<p>Ⅱ-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・ 1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	<p>Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績</p> <p>* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・ 1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	<p>Ⅳ 技能検定等の実施への協力</p> <p>* 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上の実習実施者から協力有：5点
③ 法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善未実施：-50点 ・ 改善実施：-30点 	
II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロ：5点 ・ 10%未満又は1人以下：0点 ・ 20%未満又は2人以下：-5点 ・ 20%以上又は3人以上：-10点 	
III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当：-50点 	
IV 過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する技能 	

	場合を除く。)	実習計画の取消し件数の割合) 15%以上 -10 10%以上15%未満 -7 5%以上10%未満 -5 0%を超え5%未満 -3 ・改善命令(実習監理する実習実施者の数に対する改善命令の件数の割合) 15%以上 -5 10%以上15%未満 -4 5%以上10%未満 -3 0%を超え5%未満 -2
④相談・支援体制	【最大15点】	
	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 : 5点
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	・有 : 5点
	III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	・有 : 5点
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有 : 4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点